

# 第32回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 平成29年2月10日(金) 13時45分～14時57分

2. 場所 遠賀町役場 第6会議室

3. 出席委員(11人)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安部	喜美雄
委員	3番	安藤	敏生
委員	4番	古野	靖之
委員	5番	矢野	卓雄
委員	6番	加藤	秀邦
選任学識	7番	加藤	陽一郎
選任学識	8番	二村	義信
委員	9番	高山	和幸
委員	10番	矢野	繁敏
委員	12番	森	昭徳

4. 2月の農業相談委員

7番	加藤	陽一郎
8番	二村	義信

5. 議事日程

第1 議事録の署名委員の指名

12番	森	昭徳
2番	安部	喜美雄

第2 会議書記の指名

事務局職員 安部 真介

第3 議案

第1号	農地法第5条の規定による許可申請について(●● ●●)
第2号	農地法第5条の規定による許可申請について((株)●● 代表取締役 ●● ●●)
第3号	農地法第5条の規定による許可申請について((株)●●● 代表取締役 ●●●●)

第4 報告案件

第1号 農地転用届について

第5 その他の案件

第1号 平成28年度福岡県農業会議中間・遠賀地区会研修会について

第2号 農業委員会法改正に伴う進捗状況について

開 会 13時 45分

議長 皆さん。こんにちは。

議長 本日の出席委員は、11名中11名の委員が出席されております。過半数の出席があり、総会が成立しています。よって、ただ今より第32回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、議事録の署名委員の指名ですが、12番森昭徳委員、2番安部喜美雄委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

【異議なし。】の声

議長 それでは、森昭徳委員、安部喜美雄委員をお願いします。

議長 次に、次第の2月農業相談員は7番加藤陽一郎委員、8番二村義信委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は、農地法第5条申請関係3件となっております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の安部を指名します。

議長 ここから議事に入ります。  
現地調査の伴う案件について事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。  
付議案件①農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。  
譲受人が蓮角にお住まいの●●●●氏で、譲渡人が熊本県にお住まいの●●●●氏  
で、申請地が3ページの字図にありますように、蓮角926番7で地目が田、面積が263㎡  
です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第2種低層住居専用地域の第3種  
農地となっております。申請目的は自己住宅建築です。申請に関する確実性については

関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。4ページが現況平面図、5ページが土地利用計画図、6ページが縦横断図、7ページが被害防除計画書で排水は雨水が水路放流、汚水は公共下水道となっています。8ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして9ページをお開きください。付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が(株)●●● 代表取締役●●●●氏で、譲渡人が広渡にお住まいの●●●●氏で、申請地が11ページの字図にありますように、遠賀川三丁目176番 他1筆、地目が田、合計面積が2,832㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第1種低層住居専用地域の第3種農地となっております。申請目的は13区画の宅地分譲です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。12ページが現況平面図、13ページが土地利用計画図、14ページが造成計画図、15ページが縦横断図、16ページが雨水排水計画図、17ページが給水計画図、18ページが汚水排水計画、19ページが事業計画書、20ページが被害防除計画書で排水は雨水が水路放流、汚水は公共下水道となっています。21ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして22ページをお開きください。付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。借受人が(株)●●● 代表取締役 ●●●●氏で、貸渡人が島津にお住まいの●●●●氏で、申請地が24ページの字図にありますように、大字尾崎字先野々863番1、地目が畑、面積が1,147㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が無指定の第2種農地となっております。申請目的は太陽光発電設備の設置です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんより現時点では承諾は頂いておりません。その理由としては、尾崎集落内での施設となり、今後似たような集落内での太陽光発電設備の転用が頻発することが懸念されるとともに、今後の草刈り等の維持管理、台風等の被害による補償問題、東側斜面への雨水排水、近隣住民への説明等の課題があるため、反対ではないが農業委員会の中で慎重に審議していただきたいとのことです。なお、これらの課題に対する対応は本日お配りしている資料に対応を記載していますので、1ページをご覧ください。まず、(2)許可後の用地の維持管理については、草が生えないようにシートを貼って対策を行うとともに、定期的に草刈りを実施するとのことです。次に(3)太陽光発電設備等に起因する第三者に及ぼす損害については、自然災害による損害が発生しないよう月一回のメンテナンスを行うとともに、万が一、損害が発生した場合は申請者が加入している総合事業者損害保険で補償を行うとのことです。次に(4)東側へ雨水が流出しないための対策ですが、地元生産組合で会議を行った際に東側斜面へ雨水排水が流れることが無いようにとの要望が出たため、東側の斜面へ雨水が流れないように畔を設けるとのことです。最後に(5)近隣の住民の方への説明についてですが、隣接する●●●さん、●●●さん、●●●さんの3名へ説明を行った結果、皆様からご了解いただけたとのことです。なお、3ページは●●●さんから万が

一の損害に関する補償に関して書面を交わしたいとの意向があったため、申請者が●●さんへ提出した書面の写しになります。最後の4ページですが、生産組合長からは、これらの課題がクリアされ、農業委員会において問題なしと判断されれば、この「水利承諾書」に記載しているような条件で承諾する旨の連絡をいただいております。25ページが現況平面図、26ページが土地利用計画図で色が塗られている箇所には草が生えないシートを行います、27ページが縦横断図で東側の斜面に雨水が流れないように30cmの畔を作ります、28ページが事業計画書、29ページが被害防除計画書で排水は雨水が自然流下、汚水はありません。30ページが関係者説明に関する調査票となっております。なお、今後の流れについてですが、本日の総会で問題ないと判断されれば、まずは生産組合長の承諾をいただきます。農業委員会としては生産組合長の承諾書が提出されれば県に意見書を提出するスタンスで望みたいと考えています。

事務局 続きまして31ページをお開きください。報告案件①農地転用届についてでございます。届出人は遠賀町長、土地の所有者は●●●●氏、届出の土地が大字広渡字観ノ目 1504 番 2、地目は雑種地ですが現況は農地でした。面積が3,141㎡です。農地区域は農業振興地域外、土地の用途区分が第1種低層住居専用地域の第3種農地となっております。申請理由はJR遠賀川駅南側の利用促進のため、土地を借用しての駐車場を整備するものです。農地法の許可が不要な場合の、土地収用法に基づく事業に該当するため、許可不要として届出され、現在着手されています。33ページが字図、34ページが土地利用計画図、35ページが断面図です。以上が、現地調査を伴う案件であります。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 14時 00分

— 現地調査後 —

再 開 14時 43分

議長 再開します。  
それでは 第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。  
まずは、地区担当の安藤敏生委員からご報告をお願いします。

地元委員 (3番) 何も問題はございませんので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成10名で第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」承認されました。

議長 それでは第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。まずは、地区担当矢野卓雄委員からご報告をお願いします。

地元委員 (5番) 何も問題はないはございませんので、よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。  
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成10名で第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」承認されました。

議長 それでは第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。まずは、地区担当高山和幸委員からご報告をお願いします。

地元委員 (9番) 意見書もでていますが、住宅地の中に点々と畑がありますので、どんどん太陽光に変わらないように慎重を期した訳ですが、この件に付きましては承認したいと思います。

議長 ありがとうございます。  
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成10名で第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」承認されました。

議長 それでは、報告案件①について、現地確認前に事務局から報告がありましたが、本件について質疑、意見がございますか。

議長 ありがとうございます。本件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 それでは、その他の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 ①平成28年度福岡県農業会議中間・遠賀地区会について(説明)

②農業委員会法改正に伴う進捗状況について(説明)

議長 はい、それではその他皆さんの方からございませんか。

【ありません。】の声

議長 無いようでございますので、以上をもって、第32回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉 会 14時57分